

一般競争入札の実施に係る入札参加申請について

下記により、一般競争入札を実施しますので、精華町契約規則第3条の2に基づき公告する。

令和8年7月3日

精華町長 杉浦 正省

記

1. 概要

(1) 件名 精華町コミュニティーホールLED照明賃貸借業務

(2) 業務場所 精華町コミュニティーホール

(3) 業務内容・仕様

「精華町コミュニティーホールLED照明賃貸借業務仕様書」による。

(4) 貸借期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 発注担当課 精華町 総務部 自治振興課

2. 入札参加資格要件等

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ. 令和7・8年度精華町物品役務入札参加資格審査申請が提出され、受理されていること。

ウ. 本一般競争入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は、京都府の指名停止措置を受けていないこと。

エ. 会社更生法（令和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

オ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

3. 本契約締結の要件

落札者が入札執行日から契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取

り消すものとする。

4. 入札参加申請書等の作成及び提出等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

精華町ホームページからダウンロード若しくは下記により交付します。

ア. 交付期間 令和8年7月3日(金)から令和8年7月13日(月)まで

(午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までは除く。また、最終日は午後4時まで。土日祝日を除く。)

イ. 交付場所 精華町 総務部 自治振興課

ウ. 入手費用 無料

(2) 入札参加申請書等の作成

前記所定様式により入札参加希望者が作成すること。作成説明会は実施しない。

(3) 入札参加申請書等の受付

ア. 受付日 令和8年7月10日(金)・7月13日(月)の2日間

(午前9時から午後4時まで。ただし、土日、祝日及び正午から午後1時までは除く。)

イ. 受付場所 精華町 総務部 自治振興課

ウ. 提出書類

①一般競争入札参加申請書

②令和7・8年度物品役務競争入札参加資格審査申請受付書

※電子申請サイトからダウンロードしたもの

エ. 提出部数 1部

オ. その他 入札参加申請書等は持参するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。

5. 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

(1) 入札方法

本業務の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。

(2) 入札日時予定

令和8年7月27日(月) 午後1時45分より

(3) 入札場所 精華町役場 3階 入札室

(4) 入札条件

ア. 入札保証金 免除

イ. 契約保証金 免除

ウ. 最低制限価格 無

エ. 入札及び契約等の事務取扱については、精華町町契約規則及び法令その他定めるところにより行う。

オ. 入札の辞退 入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により自治振興課へ届けること。

カ. 入札会への参加 代理人による入札は、委任状を提出すること。

入札会場への入場は1業者1名とし、出席者名簿と同じ番号

の座席に着席すること。

キ. 内訳書の提出 落札者については、入札執行後、内訳書の提出すること。

ク. 関係法令等の遵守 本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。状況により調査表の提出を求めることがある。

ケ. 入札書の形式は、特に定めはないので任意とする。

コ. 業務内容の質疑については、別紙の質問書により期限内に提出すること。

(5) 入札の無効及び失格に関する事項

ア. 入札に参加する資格のない者。

イ. 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む）をした者。

ウ. 入札に関し、連合等の不正行為をなした者。

エ. 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱もしくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。

オ. 入札関係職員の指示に従わない者等、入札の秩序を乱した者。

カ. その他、入札に関する条件に違反した者。

キ. 最低制限価格の設定がある場合は、最低制限価格未満の価格で入札した者。

6. その他

(1) 仕様書については、公告の日から精華町総務部自治振興課及び精華町ホームページにて閲覧できる。

(2) 入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有することにつながるものではない。

(3) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された資料は、返却しない。

(5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該の入札参加資格業者としなるとともに、精華町の指名停止措置等を行うことがある。

(6) 入札参加資格の適否を確認し、入札参加資格を満たさない業者への通知は、書面にて非適合通知を送付する。

(7) 入札参加者が一社のみの場合は入札を取りやめる。

(問い合わせ先)

精華町 総務部 自治振興課 (TEL 0774-95-1934)